

重要事項説明書

1、事業者

- (1) 法人名 医療法人社団博友会
- (2) 法人所在地 石川県金沢市駅西本町 6 丁目 15 番 4 1 号
- (3) 電話番号 076-233-1811
- (4) 代表者氏名 理事長 菊地 勤

2、事業所の概要

- (1) 種類 指定（介護予防）訪問看護事業所
- (2) 名称 金沢西病院訪問看護ステーション
- (3) 住所 石川県金沢市駅西本町 6 丁目 15 番 4 1 号
- (4) 電話 076-233-2090
- (5) 管理者 谷口 由香
- (6) 指定番号 1760190924 号
- (7) 開設年月日 平成 23 年 11 月 1 日
- (8) 事業の目的

適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要支援又は要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定（介護予防）訪問看護の提供を確保することを目的とします。

- (9) 営業日/営業時間 （法人時間）
 - 月・火・水・金 8 時 30 分～17 時 30 分
 - 木・土 8 時 30 分～12 時
- 利用日/利用時間（看護）
 - 毎日 8 時 30 分～17 時 30 分
- 利用日/利用時間（リハビリ）
 - 月・火・水・金 8 時 30 分～17 時 30 分
 - 木・土 8 時 30 分～12 時

※営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時、連絡・相談が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とします。

(10) 休業日

日曜・祝日・年末年始（12/30 午後～1/3）

(11) 通常の実施区域 金沢市

3、事業の運営方針

- (1) 事業所が実施する事業は、利用者が要支援又は要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるように配慮してその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。
- (2) 利用者の要支援又は要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (4) 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- (5) 指定（介護予防）訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所への情報提供を行うものとします。

4、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定（介護予防）訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

看護師 2.5 人以上 理学療法士等 1 名以上

5、訪問看護サービスの概要

指定（介護予防）訪問看護サービスの概要は次の通りです。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄など日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 緊急時訪問看護
- (12) 特別管理体制

6、利用料その他の費用の額

- (1) 介護保険による訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用の額は次のとおりです。基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法廷代理受領サービスである時は、当該者の介護保険負担割合証を確認し、その1割又は2割、3割の額とします。
- (2) 通常の実施区域を越えて行う事業に要する交通費は、中山間地域等における小規模事業加算（地域に関する状況）に該当となるため、（介護予防）訪問看護サービス請求単位に5%を追加加算することとします。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

●介護保険（金沢市 7 級地 1 単位：10.21 円）

基本利用料

○看護師訪問の場合

【要介護の方】

基本利用料	※20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
利用料金	314 単位	471 単位	823 単位	1128 単位

※20 分未満の訪問看護は、20 分以上の訪問看護を週 1 回以上受けている方で、気管内 吸引や導尿、経管栄養等の医療処置が必要な方に行えます。

【要支援の方】

基本利用料	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
利用料金	303 単位	451 単位	794 単位	1090 単位

○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合

【要介護の方】

基本利用料	20 分×2
利用料金	294 単位×2

【要支援の方】

基本利用料	20 分×2
利用料金	284 単位×2

- ① 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間とします。
- ② 上表のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、（介護予防）訪問看護計画に基づき決定されたサービス内容に行うために標準的に必要とされる時間に基づいて介護給付費体系により計算されることとします。

③ 夜間・早朝・深夜の訪問の料金加算について

- 1、夜間・早朝加算・・・夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)又は早朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) に(介護予防)訪問看護サービスを提供した場合は、1 回につき上表利用料金に 25%の割増料金が加算されます。
- 2、深夜加算・・・深夜 (午後 10 時から午後 6 時まで) に(介護予防)訪問看護サービスを提供した場合は、1 回につき上表利用料金に 50%の割増料金が加算されます。

④ (介護予防) 訪問看護サービス提供を 1 時間 30 分以上の利用の場合は、1 回につき上表利用料金に 300 単位の料金が加算されます。なお、特別な管理を必要とする利用者のみ算定いたします。

⑤ 准看護師による (介護予防) 訪問看護サービスについては、基本利用料の 10%が割り引かれます。

⑥ 理学療法士等による 1 時間以上の訪問は、所定単位の 90/100 の料金となります。

緊急時 (介護予防) 訪問看護加算

利用者の同意を得て、利用者又は家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時 (介護予防) 訪問看護加算として 1 月あたり、次の料金を加算します。

緊急時 (介護予防) 訪問看護加算	利用単位	600 単位
-------------------	------	--------

特別管理加算

(介護予防) 訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者 (厚生労働大臣が定める状態にある方※) に対して、指定 (介護予防) 訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、特別管理加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) として 1 月あたり、次の料金を加算します。区分限度額の算定対象外となります。

特別管理加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)
利用単位	500 単位	250 単位

※特別管理加算 (Ⅰ) : 在宅悪性腫瘍患者もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態。

特別管理加算(Ⅱ) : 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理等、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められた状態

初回加算

新規に（介護予防）訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院日に訪問させていただいた場合（Ⅰ）退院翌日以降に訪問させていただいた場合（Ⅱ）を算定させていただきます。

初回加算	（Ⅰ）	（Ⅱ）
利用単位	350 単位	300 単位

退院時共同指導加算

病院・診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中または入所中の者が退院又は退所するにあたり、指定（介護予防）訪問看護ステーションの看護師など（准看護師を除く）が、退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定（介護予防）訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として当該退院又は退所につき 1 回（特別な管理を必要とする利用者については 2 回）に限り、所定単位数を加算いたします。

（上記、初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定いたしません）

退院時共同指導加算	利用単位	600 単位
-----------	------	--------

看護・介護職員連携強化加算

指定（介護予防）訪問看護事業所が、社会福祉士及び介護福祉法（昭和 62 年法律第 30 号）第 48 条の 3 第 1 項の登録又は同法附則第 20 条第 1 項の登録を受けた指定（介護予防）訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省第 49 号）第 1 条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合は、1 月に 1 回限り所定単位数を加算いたします。

看護・介護職員連携強化加算	利用単位	250 単位
---------------	------	--------

ターミナルケア加算

以前から訪問看護の提供を受けている利用者が、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合は、次の料金を加算いたします。

ターミナルケア加算	利用単位	2500 単位
-----------	------	---------

※介護予防（要支援）の方は含まれません。

その他の留意事項

- ① 利用者が要支援または要介護を受けていない場合には、利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担金額を除く金額が介護

保険から払い戻しされます。(償還払い)。また、居宅介護サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ② 介護保険給付の支給限度額を超えて(介護予防)訪問看護サービスを利用される場合は、利用料金の残額が利用者の負担となります。
- ③ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。
- ④ 通常の事業の実施区域を越えて行う事業に要する交通費は、中山間地域等における小規模事業加算(地域に関する状況)に該当となるため、(介護予防)訪問看護サービス請求単位に5%追加加算することとします。
- ⑤ サービス利用の中止を申し出た場合のキャンセル料は不要です。サービス利用日にご連絡がない場合や看護師等の訪問時に利用者都合でキャンセルとなった場合には、キャンセル料(利用料自己負担金分)をご請求します。(但し、利用者様の様態の急変や緊急やむを得ない事情がある場合を除きます。)

●医療保険

医療保険による(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用の額は、次の通りとします。

- ・介護保険の適応でない方、介護保険の要支援又は要介護認定者でも、末期悪性腫瘍及び急性増悪等時に(介護予防)訪問看護の提供を行います。

※介護保険の要支援又は要介護認定者に対する(介護予防)訪問看護療養費の給付

急性増悪により医師から頻回な(介護予防)訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合、1月につき指示の日から14日を限度として、医療保険の(介護予防)訪問看護適用となります。

訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)	週3日まで料金(1日)	週4日以降料金(1日)
看護師の場合	5,550円	6,550円
准看護師の場合	5,050円	6,050円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	5,500円	
緩和・褥瘡ケア専門の看護師の場合	12,850円(月1回を限度)	
訪問看護基本療養費(Ⅱ)※1	週3日まで料金(1日)	週4日以降料金(1日)
看護師の場合	2,780円	3,280円
准看護師の場合	2,530円	3,030円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	2,780円	
緩和・褥瘡ケア専門の看護師の場合	12,850円(月1回を限度)	
訪問看護管理療養費Ⅲ※2	外泊中の訪問看護に対し 算定	8,500円

※1 施設への訪問・・・同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に1回(別に厚生労働大臣が定める疾病などは2回)に限り算定可能。

訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費は、(介護予防)訪問看護指示書の交付の当該指示書に記載された有効期間内に、その指示書と(介護予防)訪問看護計画書に基づいて(介護予防)訪問看護ステーションの看護師等が(介護予防)訪問看護を行った場合に算定いたします。

①	月の初日	—	7670 円
②	2 日目以降	1 日につき	3,000 円

加算について

加算内容は以下の表に基づき説明をさせて頂き、算定させていただきます。

①	緊急時訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円
		月 15 日以降	2000 円
②	難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4,500 円
		1 日 3 回以上	8,000 円
③	長時間訪問看護加算	90 分を超える場合※ 3	5,200 円
④	24 時間対応体制加算	月 1 回	6,800 円
⑤	退院時共同指導加算	月 2 回	8,000 円
⑥	特別管理指導加算 (⑤上乗せ)	厚生労働大臣が定める疾病等の方	2,000 円
⑦	退院支援指導加算	厚生労働大臣定める長時間訪問の場合	8,400 円
		上記以外の場合	6,000 円
⑧	在宅患者連携指導加算	退院日の訪問	3000 円
⑨	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円
⑩	特別管理加算	月 1 回※4	5,000 円
		月 1 回※5	2,500 円
⑪	情報提供療養費	1 回	1,500 円
⑫	ターミナルケア療養費	月 1 回	25,000 円
⑬	乳幼児加算 (6 歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1,800 円
		上記以外	1,300 円
⑭	複数名訪問看護加算	看護師等の場合※ 6	4,500 円
		准看護師の場合	3,800 円
⑮	夜間・早朝・深夜加算	早朝(6 時～8 時) 夜間 (18 時～22 時)	2,100 円
		深夜(22 時～6 時)	4,200 円

- ※ 3
- (1) 人工呼吸器を使用している
 - (2) 15 歳以下の超重症児・準超重症児
 - (3) 特別訪問看護指示期間の方
 - (4) 特別な管理を必要とする方

※4 (1) 悪性腫瘍患者・気管切開患者

上記で医師より指導管理を受けている状態にある方

(2) 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方

※5 (1) 自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・

自己導尿・人口呼吸・持続陽圧呼吸法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者

(2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方

(3) 重度の褥瘡（真皮を超える褥瘡）の状態にある方

(4) 在宅患者点滴注射管理指導料を算定している方

※6 看護師等：正看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

訪問看護療養費+訪問看護管理療養費+加算の合計の自己負担金割合が、利用者負担金となります。

ベースアップ評価料

厚労省が定め施行される制度で人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環です。
職員の定着の向上とサービスの質の向上を維持するために算定させていただきます。

ベースアップ評価料 I	月 1 回	780 円
-------------	-------	-------

●自費訪問看護

介護保険や医療保険外での訪問看護料金は、下記の通りです。

消費税が別途かかります。

	1 時間 30 分まで	1 時間 30 分以上
8 : 00 ~ 18 : 00	9,000 円/回	14,200 円/回
6 : 00 ~ 8 : 00 18 : 00 ~ 22 : 00	11,100 円/回	16,300 円/回
22 : 00 ~ 6 : 00	13,200 円/回	18,400 円/回

※他、ご状態に応じて、医療保険の診療報酬に準じた各種加算の負担金が生じます。

7、利用料の支払い方法について

毎月月末締めで、翌月初旬に請求書をお送りします。

以下の3通りの方法をお選び頂けます。

① 銀行口座よりのお支払い

原則としてサービス提供の翌月 22 日に（土日祝日の場合は、前後する場合があります）
ご指定の金融機関より自動引き落としとします。

② 現金でのお支払い

金沢西病院総合受付でお支払い頂けます。

③ 銀行振り込みでのお支払い（手数料はご利用者様負担となりますので、ご了承下さい）

●金融機関名：北國銀行 普通 1666392

●口座名義：医療法人博友会（イ・ハクユウカイ）

④ 入居施設を通して、当事業所へのお支払い

入居施設へ利用料請求書をお送りしますので、お支払いをお願いします。

8、サービス利用に関する留意事項について

（１）担当の看護職員

サービス提供時に、担当の看護職員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護職員が交代してサービスを提供します。

（２）看護職員の交替

① 利用者のからの交替の申し出

選任された看護職員の交替を希望される場合には、事業所までご相談ください。

② 事業所の都合による看護職員の交替

事業所の都合により看護職員を交替することがあります。看護職員を交替する場合は、利用者及びご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮します。

（３）備品等の使用

（介護予防）訪問看護サービス実施のために必要な物品等は（水道・ガス・電気を含む）無償で使用させていただきます。訪問担当者が主治医やサービス事業所に連絡をする場合は、ご自宅電話を使用させて頂く場合があります。

（４）サービス内容の変更

サービス利用変更当日に、ご本人の体調などの理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。ただし、ご連絡がない場合、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求させていただきます。

（５）実費負担について

- ・処置等に必要な物品で主治医より医療保険で支給されない物については、利用者様でご負担をお願いします。
- ・訪問車両の駐車場スペースがご自宅や居住建物にない場合、有料駐車場を使用します。その場合は、利用者様へご負担をお願いします。

9、緊急時の対応

看護職員は、（介護予防）訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

10、秘密保持等

- (1) 事業者及び事業所職員は、(介護予防)訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族などに関する事項を正当な理由なく第三者に提供しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供するものとします。
- (3) 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

11、事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対応する指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用に関わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行います。

12、サービス提供に関する苦情について

(1) 当事業所に関する苦情の受付

○担当者 : 管理者 谷口 由香

○対応時間 : 月・火・水・金曜日 8時30分～17時30分
木・土曜日 8時30分～12時

○電話番号 : 076-233-2090

○FAX 番号 : 076-233-2091

(2) 行政機関その他の苦情受付期間

① 金沢市介護保険課

○所 在 地 : 金沢市広坂1-1-1

○電 話 番 号 : 076-220-2264

○F A X 番号 : 076-220-2559

② 石川県国民保険団体連合会(介護サービス苦情110番)

○所 在 地 : 金沢市幸町12番1号 石川県幸庁舎4階

○電 話 番 号 : 076-231-1110

○F A X 番号 : 076-231-1601

③ 石川県福祉サービス運営適正化委員会

○所 在 地 : 金沢市本多町3丁目1番10号 石川県社会福祉会館2階

○電 話 番 号 : 076-234-2556

○F A X 番号 : 076-234-2558